

## 事業協同組合一括再委託取扱基準

平成17年2月7日16水経契第1592号  
改正 平成29年4月1日28水経契第496号  
改正 令和2年10月12日2水経契第271号

### 第1 目的

この基準は、東京都水道局が発注する物品の買入れその他の契約（工事請負及び設計・測量・地質調査の委託並びに総トン数20トン以上の船舶の製造及び修繕の請負を除く。）について、契約締結者である中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合又は同条第1の2号の事業協同小組合（以下これらを「組合」という。）が組合員に対して一括再委託を行うときの取扱基準を定め、もって、契約の適正な履行の確保及び契約事務の円滑な処理を図ることを目的とする。

### 第2 対象組合

この基準の対象となる組合は、入札参加資格審査時に審査対象事業者審査方式によって格付けされた組合とする。

### 第3 一括再委託業者調書の事前提出

入札・見積合わせ（以下「入札等」という。）に参加希望する組合は、入札等の前の別に指示する日までに、様式1「一括再委託業者調書」により一括再委託を予定する組合員の名簿（以下「当初名簿」という。）を提出しなければならない。

### 第4 一括再委託の協議

落札した組合は、様式2「一括再委託の協議について」により、一括再委託をする組合員名簿（以下、落札後名簿）という。）を東京都水道局長に協議をしなければならない。この場合において、落札後名簿における組合員は、原則として、当初名簿における組合員と同じでなければならない。

2 一括再委託を受託する組合員の分担金額は、受託業務に係る営業種目の年間総売上高の範囲内でなければならない。

### 第5 一括再委託の承諾

東京都水道局長は、一括再委託の協議があったときは、別表により審査の上、諾否について通知する。

### 第6 一括再委託内容の変更

組合は、落札後名簿の内容を当初名簿から変更する場合には、理由を明らかにして東京都水道局長に協議する。東京都水道局長は、変更の理由がやむを得ないものであり、かつ入札等の公正性に問題がないと判断する場合は、変更を認めるものとする。

### 第7 連帯保証人

組合は、締結した契約が次の一つに該当する場合には、審査対象事業者（東京都物品買入れ等競争入札参加資格申請における審査対象事業者をいう。）で当該案件を受託しない者のうちから一者以上の連帯保証人をたてなければならない。

- (1) 契約金額が1千万円を超える場合
- (2) 契約の履行期間が6月を超える場合

附 則

この基準は、平成17年4月1日以降に締結をする契約について適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日以降に締結をする契約について適用する。

附 則

この基準は、令和2年10月20日（以下「施行日」という。）に施行し、施行日以降に入札公告等を開始する案件から適用する。

別表

<p>1 組合員は、単独で契約の再委託を受けることはできない。</p>
<p>2 受付等級より上位の等級格付者は、再委託を受けることはできない。</p>
<p>3 再委託は、受付等級と同じ等級格付者又は一段下位の等級格付者が受託組合員に含まれていなければならない。 なお、受付等級がAの場合は、Cの等級に格付けされている者を除いた受託者の分担割合の合計が2分の1を超えていなければならない。</p>
<p>4 受付等級が「A又はB」など複数の等級としている場合は、下位の等級の案件とみなす。この場合、一段上位の等級格付者も一括再委託を受けることができる。</p>
<p>5-1 受託業務に係る営業種目において物品買入れ等競争入札参加資格を持たない組合員については、資格審査の等級の決定方法における主観的審査による等級をもって格付けされたものとみなす。本項により格付けされたものとしてみなされた組合員を「みなし組合員」という。</p> <p>5-2 3のなお書きの適用に当たっては、みなし組合員が受付等級と同じ等級格付者又は一段下位の等級格付者であっても、そのみなし組合員の分担割合は合計することができない。</p>

一括再委託業者調書

所在地	
組合名	
理事長名	⑩

件名	
----	--

区分		受託組合員		
No.	項目			
1	会社名			
2	所在地			
3	代表者名			
4	資本金			
5	営業年数			
6	総売上高			
7	当該営業種目 売上高			
8	当該営業種目 の等級			
9	当該取扱品目 売上高			
10	希望申出要件 の可否			
11	分担割合			

※ 受託業務に係る営業種目において物品買入れ等競争入札参加資格を持たない者が受託する場合で、協議時に本調書を提出するときは、財務諸表が必要である。

※ No. 6、7及び9に記載する内容は、直近の決算を基本とすること。

様式 2

年 月 日

東京都水道局長 殿

所在地

組合名

理事長名

㊞

一括再委託の承諾について（協議）

当組合が受託する 契約については、別紙一括再委託業者  
調書のとおり組合員に一括再委託させたいので、契約条項第 条に基づく一括再委託を協議いたします。

記

1 契約年月日

2 契約番号

3 契約件名

4 契約金額

5 契約期間

6 連帯保証人（基準第7に該当する場合）

所在地

商号

代表者名

㊞

7 添付書類

(1) 一括再委託業者調書

(2) 受託者の財務諸表及び履行事項全部証明書（組合員が受託業務に係る営業種目において物品買入れ等競争入札参加資格を持たない者の場合のみ）

一括再委託業者調書（契約時）

所 在 地	
組 合 名	
理 事 長 名	⑩

件 名	
-----	--

区 分		受 託 組 合 員		
No.	項 目			
1	会 社 名			
2	所 在 地			
3	代 表 者 名			
4	資 本 金			
5	営 業 年 数			
6	総 売 上 高			
7	当 該 営 業 種 目 売 上 高			
8	当 該 営 業 種 目 の 等 級			
9	当 該 取 扱 品 目 売 上 高			
10	希 望 申 出 要 件 の 可 否			
11	分 担 割 合			
12	分 担 金 額 ( 税 込 )			

- ※ 本調書提出時は、「東京都物品買入れ等競争入札参加資格受付票」を持参すること。
- ※ 受託業務に係る営業種目において東京都物品買入れ等競争入札参加資格を持たない者が受託する場合で、協議時に本調書を提出するときは、財務諸表及び履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）が必要である。
- ※ No. 6、7及び9に記載する内容は、直近の決算を基本とすること。
- ※ 本調書の記載について虚偽の記載があった場合は、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表5「入札参加における虚偽記載等」により、指名停止を受ける場合があるので注意すること。